

平成25年(ラ)第463号 即時抗告申立事件

抗告人 253名

相手方 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

2014(平成26)年3月19日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

抗告人ら代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲247	平成25年度第42回原子力規制委員会会議議事録(1~2頁、13~21頁)	写	平成26年 2月12日	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、F-6破砕帯については「将来活動する可能性のある断層等」に当たらないとする一方で、台場浜トレンチ内の破砕帯については新規制基準に即して「将来活動する可能性のある断層等」との見解で一致した評価書を了承した事実。	
甲248	原子力規制委員会大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合ピア・レビュー会合議事録(表紙、1頁、26~28頁、50~51頁)	写	平成25年 12月27日	原子力規制委員会	有識者会合のピア・レビューでの議論内容。	甲240と同じ文書の未提出部分
甲249	大飯発電所敷地内破砕帯の評価について	写	平成26年 2月5日	相手方	2014年2月5日の第78回新規制基準適合性審査会合において相手方が「その他の敷地内破砕帯として、台場浜トレンチ調査により認められた(破砕帯は)・・・いずれも将来活動する可能性のある断層等ではない」との見解を示した事実。	
甲250 の1 乃至 44	大飯発電所3、4号機の新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(121乃至164)	写	平成26年 2月5日~ 3月13日	原子力規制委員会	いずれの書証も、本件大飯3・4号機にかかる新規制基準適合性審査の事業者ヒアリングの議事要旨である。相手方がヒアリングにおいて台場浜トレンチ内の破砕帯の南方への延長についての資料を提出していない事実。	
甲250 の45	大飯発電所3、4号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(17)及び高浜発電所3、4号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(25)	写	平成26年 2月7日	原子力規制委員会		

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲251	第78回 原子力 発電所の新規制基準 適合性に係る審査会 合(2014年2月 5日) テープ起こし 原本	2014年3 月19日	抗告人ら 代理人	相手方が、2014年2月5日の審 査会合で台場浜トレンチ内破 砕帯の連続性についてヒアリ ングで説明する旨述べていた 事実。	
甲252	新規制基準適合性審 査の状況について (原子炉設置変更許 可関係) 写	平成26年 3月13日	原子力規 制庁	平成25年度第46回原子力規制 委員会において、原子力規制 委員会から本件大飯3・4号 機にかかる新規制基準適合性 審査の状況について、「敷地 内の破砕帯」の問題について は審議中の課題として説明が なかった事実。	
甲253	平成25年度第46回 原子力規制委員会会 議議事録(1～2頁、1 3～21頁) 写	平成26年 3月13日	原子力規 制委員会	原子力規制委員会が、九州電 力川内原発1・2号機につき基 準地震動の評価を了とし、優先 審査を決定した事実。	
甲254	川内原発を優先審査 規制委、今夏にも再 稼働 写	2014年3 月13日	日本経済 新聞社	原子力規制委員会の川内原発 優先審査決定により、2014年 夏にも川内原発が再稼働され るとの報道があった事実。	
甲255	川内原子力発電所 基準地震動の策定に ついて(補足説明資 料) 写	平成26年 3月12日	九州電力 株式会社	九州電力が、川内原発にかか る新規制基準適合性審査にお いて周辺断層による地震動の 独自の解析に基づいているも の、武村式による結果の1 /2程度の値とした事実。	